

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年7月27日 23時30分頃
発生場所	京都府京丹後市蒲井漁港北方沖の八ツ頭北岸 久美浜港西防波堤灯台から真方位303° 1,550m付近 (概位 北緯35° 39.5′ 東経134° 53.2′)
事故の概要	プレジャーボートSHIMONOは、帰航中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年8月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SHIMONO、0.4トン KT3-11461（漁船登録番号）、個人所有 第251-19081号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、蒲井漁港北方沖でいか釣りを行った後、法定灯火を表示して同漁港に向けて手動操舵で帰航を開始し、約5ノットの対地速力で南進していた。</p> <p>船長は、慣れた海域なので、蒲井防波堤標識灯（以下「本件標識灯」という。）の灯光の見え具合で船位を把握できるとして操船を続けていた。</p> <p>船長は、八ツ頭と称される水上岩の東方沖を通過した頃と思っていたところ、船体に衝撃を感じた。</p> <p>船長が船首方を懐中電灯で照らしたところ、本船は八ツ頭の北側岩場に乗り揚げていた。</p> <p>(図1 参照)</p>

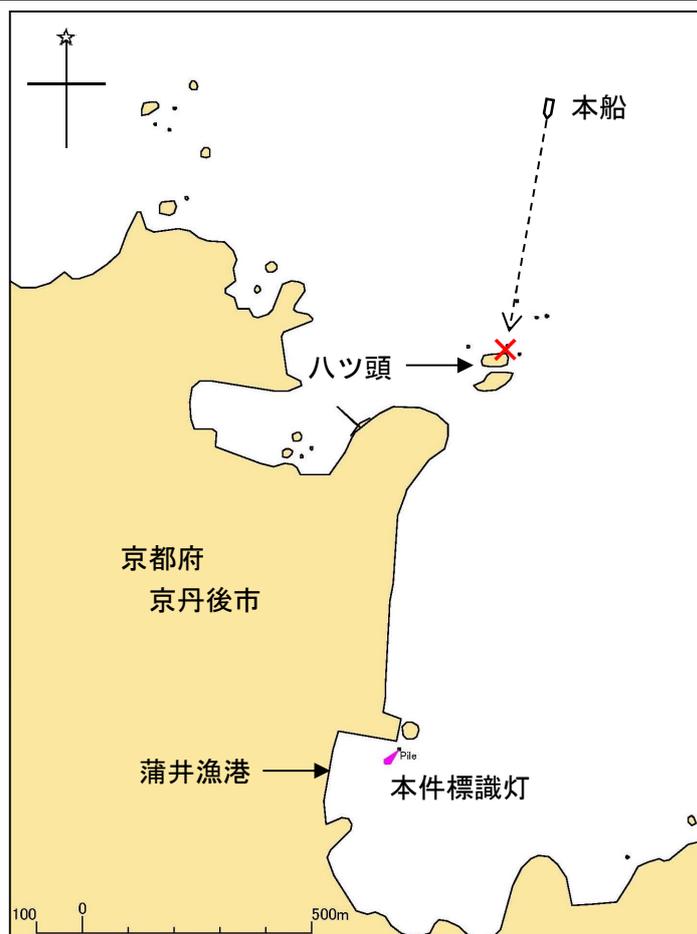


図1 事故発生経過概略図

本事故後、潮位が上がったことから、本船は自然に離礁した。

船長は、本事故の発生を海上保安庁に通報し、本船を操船して自力で係留地に戻った。

本船には、GPSプロッター及びレーダーが搭載されていなかった。

船長は、令和6年から蒲井漁港北方沖で夜釣りをするようになり、本事故以前に夜釣りをした経験が約15回あった。

本件標識灯は、灯質が、単閃赤光、毎4秒に1閃光、光達距離が5.5kmである。

分析

本船は、南進中、船長が、本件標識灯の灯光の見え具合で船位を把握できると思い、憶測で操船を続けたことから、ハツ頭北岸に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、本船にGPSプロッター及びレーダーを搭載していなかったことから、ハツ頭の位置及び船位の確認を目測に頼っていたものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、南進中、船長がハツ頭の位置及び船位の確認を目測に頼っていたため、ハツ頭北岸に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、夜間、前路に障害物が存在する海域を操船する際、測位可能な航海計器（GPSプロッター等）を装備・活用し、障害物の位置及び船位の確認を行うことが望ましい。
--------------	--